

津市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱

令和5年2月17日訓第7号

改正 令和7年3月31日訓第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産し、及び子育てができるよう、妊娠期から出産及び子育てまでを一貫して支援するため、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、出産・子育て応援給付金（以下「給付金」という。）を支給する事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象者 別記に掲げる給付金が支給される者をいう。
- (2) 支給妊婦 別記支給対象者第1号アに掲げる者をいう。
- (3) 遡及支給妊婦 別記支給対象者第1号イ及びウに掲げる者をいう。
- (4) 対象児童 別記支給対象者第2号ア及びイに掲げる者をいう。
- (5) 支給養育者 対象児童（別記支給対象者第2号アに掲げる者に限る。）を養育する者をいう。
- (6) 遡及支給養育者 対象児童（別記支給対象者第2号イに掲げる者に限る。）を養育する者をいう。

(給付金の支給等)

第3条 本市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 出産応援給付金 支給対象者の妊娠1回につき50,000円
- (2) 子育て応援給付金 対象児童1人につき50,000円

(給付金の申請受付開始日及び申請期限)

第4条 支給対象者に対して支給する給付金に係る申請受付開始日は、令和5年2月17日とする。

2 支給妊婦に係る出産応援給付金の申請期限は、妊娠中とする。

3 支給養育者に係る子育て応援給付金の申請期限は、乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業をいう。）の実施期間である対象児童の生後4か月までの間とする。

4 前2項の規定にかかわらず、支給妊婦又は支給養育者の責めに帰さない特別な事情により前2項の申請期限内に申請ができなかった場合における申請期限は、令和8年3月30日とする。

5 遡及支給妊婦に係る出産応援給付金及び遡及支給養育者に係る子育て応援給付金の申請期限は、本市の給付金の申請に係る案内文書を送付した日から3か月以内とする。

6 前項の規定にかかわらず、遡及支給妊婦及び遡及支給養育者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により同項の申請期限内に申請ができなかった場合における申請期限は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ日から3か月以内とする。ただし、令和6年3月1日以後の申請は行うことができないものとする。

（出産応援給付金の申請及び支給の方式）

第5条 出産応援給付金の支給を受けようとする者（以下「出産応援給付金申請者」という。）は、妊娠の届出をし、かつ、当該妊娠の届出時に行う本市による面談（以下「妊娠時面談」という。）を受けた後、別に定める出産応援給付金申請書（以下「出産応援給付金申請書」という。）により申請を行うものとする。ただし、当該申請前に流産し、又は死産した出産応援給付金申請者については、妊娠時面談を受けることなく、当該申請を行うことができるものとする。

2 出産応援給付金申請者のうち、遡及支給妊婦については、別に定めるアンケートの提出をもって妊娠時面談に代えることができる。

3 出産応援給付金申請者による申請及び本市による出産応援給付金の支給は、次の各号に掲げる申請方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、出産応援給付金申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる申請方式による支給が困難な場合に限り行

うものとする。

(1) 郵送申請方式 出産応援給付金申請者が出産応援給付金申請書を郵送により本市に提出し、本市が出産応援給付金申請者から示された指定口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 出産応援給付金申請者が出産応援給付金申請書を本市の窓口において提出し、本市が出産応援給付金申請者から示された指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 出産応援給付金申請者が出産応援給付金申請書を郵送により、又は本市の窓口において提出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 市長は、第1項の申請の際、別に定める方法により当該出産応援給付金申請者が支給の要件を満たす者であることについて確認を行うものとする。

5 市長は、第1項の申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該出産応援給付金申請者の本人確認を行うものとする。

6 市長は、第1項の申請の際、第3項第1号又は第2号の申請方式によるときは、当該指定口座の内容が分かるものの写し等を提出させ、又は提示させるものとする。

(子育て応援給付金の申請及び支給の方式)

第6条 子育て応援給付金の支給を受けようとする者（以下「子育て応援給付金申請者」という。）は、対象児童の出生後に行う本市による面談（以下「出生後面談」という。）を受けた後、別に定める子育て応援給付金申請書（以下「子育て応援給付金申請書」という。）により申請を行うものとする。ただし、当該申請前に死亡した対象児童の子育て応援給付金申請者については、出生後面談を受けることなく、当該申請を行うことができるものとする。

2 子育て応援給付金申請者のうち、遡及支給養育者については、別に定めるアンケートの提出をもって出生後面談に代えることができる。

3 前条第3項から第6項までの規定は、子育て応援給付金申請者による申請及び本市による子育て応援給付金の支給について準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「出産応援給付金申請者」とあるのは「子育て応援給付金申請者」と、「出産応援給付金申請書」とあるのは「子育て応援給付金申請書」と読み替えるものとする。

(代理による申請)

第7条 出産応援給付金申請者又は子育て応援給付金申請者（以下これらを「申請者」という。）の代理人として第5条第1項又は前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（申請者に対する支給の決定）

第8条 市長は、第5条第1項の規定により提出された出産応援給付金申請書又は第6条第1項の規定により提出された子育て応援給付金申請書（以下これらを「申請書」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者（その代理人を含む。）に対し、給付金を支給するものとする。

（給付金の支給等に関する周知）

第9条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 市長が前条の周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項から第5項までに規定する申請期限までに第5条第1項又は第6条第1項の申請が行われなかったときは、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により当該支給決定を行った日の属する年度の翌年度の5月31日まで（遡及支給妊婦に係る出産応援給付金及び遡及支給養育者に係る子育て応援給付金の申請にあつては、令和6年3月31日まで）に支給が完了できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、支給を受けた給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和 5 年 2 月 17 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日訓第 31 号）

この訓は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記（第２条関係）

支給対象者

- (1) 出産応援給付金の支給対象者は、次のいずれかに該当する者であって、出産応援給付金の申請日時点（遡及支給妊婦にあつては、令和５年１月１日（以下「事業開始日」という。）時点）において、本市に住所を有するもの（出産応援給付金の給付に相当するものの支給を既に他の市区町村から受けている者を除く。）とする。

ア 事業開始日以後に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）であって、令和７年３月３１日までに出産したもの

イ 令和４年４月１日から同年１２月３１日までの間に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）

ウ 令和４年４月１日から同年１２月３１日までの間に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であつた者を含み、イに該当する者を除く。）

- (2) 子育て応援給付金の支給対象者は、次のア又はイに掲げる対象児童を養育する者であって、子育て応援給付金の申請日時点（遡及支給養育者にあつては事業開始日時点、申請前に死亡した当該対象児童を養育していた者にあつては当該対象児童の死亡日時点）において本市に住所を有するもの（子育て応援給付金の給付に相当するものの支給を既に他の市区町村から受けている者を除く。）とする。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が２人以上いる場合において、そのうちの１人に対して子育て応援給付金が支給されたときは、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援給付金は、支給しない。

ア 事業開始日から令和７年３月３１日までの間に出生した児童であって、日本国内に住所を有するもの

イ 令和４年４月１日から同年１２月３１日までの間に出生した児童であって、日本国内に住所を有するもの

- (3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援給付金を支給しない。

ア 児童手当法（昭和４６年法律第７３号）第４条第１項第４号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者

イ 法人